

製品安全行動指針

制定 2007年9月26日

日立工機株式会社及びその関連会社(以下「当社グループ」といいます。)は、「顧客重視」及び「製品安全の確保」を経営の基本方針として位置づけ、以下に定める行動指針に基づき、当社グループが製造・販売する製品の安全確保に努めます。

1. 法令の遵守

当社グループは、製品安全に関する法令、社内規則及びこの行動指針を遵守し、当社グループが製造・販売する製品の安全確保に努めます。

2. 製品安全確保のための取組み

当社グループは、製品の開発・設計から原材料や部材の調達、製造、検査、出荷、流通、使用、廃棄までのすべての段階におけるリスクの洗い出しと評価を行い、その結果を製品、部品、警告ラベル、取扱説明書等にフィードバックする等、継続的な製品安全の向上に努めます。

また、万が一、製品事故が発生し、又はそのおそれがある場合には、誠意を持って迅速に対応するとともに、その原因を徹底究明し、再発の防止と顧客の安全確保に努めます。

3. 製品事故等の情報の収集、開示等

当社グループは、製品事故等(製品の欠陥・不具合、製品に対する苦情、類似製品の事故等)の情報を、顧客、取引先等から積極的に収集するとともに、迅速かつ適切な開示に努めます。

4. 関係法令等の周知徹底

当社グループは、製品安全確保の重要性を周知徹底するため、製品安全に関する法令、社内規則・体制、その他必要事項の教育を適切に実施します。

5. モニタリング

当社グループは、製品安全に関する法令、社内規則及びこの行動指針の遵守状況について、内部監査等のモニタリングを実施し、製品安全を確保する体制の維持、向上に努めます。

以 上